

第7回 木曾三川下流域自然再生検討会

【自然再生計画について】

平成30年2月27日

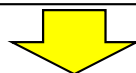
国土交通省 木曾川下流河川事務所

自然再生計画とは

- 自然再生計画とは、流域の状況を勘案の上、自然再生の必要性、目標、目標達成の方法、管理・モニタリング計画等を定めたものであり、自然再生に係る事業を実施するにあたっては、自然再生計画を作成する必要がある。
- また自然再生計画の作成は、専門家、関係行政機関、地域住民、NPO等、地域の多様な主体と連携し、行うこととしている。
- 木曽三川下流域では、平成21年2月に「木曽三川下流域自然再生検討会」を設立して以降、計6回の検討会を開催。
- 検討会での議論を踏まえ、平成24年3月に「木曽三川下流域自然再生計画書」を作成。

木曽三川下流域自然再生検討会の開催状況

回	開催日	主な議事
第1回	平成21年2月16日	(1) 設立趣旨(案)及び検討会規約(案)等について ・ 自然再生計画について ・ 自然再生計画の検討の考え方 ・ 設立趣旨(案) ・ 木曽三川下流域自然再生検討会の規約(案) (2) 流域の概要と木曽三川下流域の河川環境について
第2回	平成21年3月23日	(1) 木曽三川下流域の環境上の課題について (2) 木曽三川下流域における自然再生の考え方
第3回	平成22年1月19日	(1) 現地調査結果について (2) 木曽三川下流域自然再生計画(仮称)骨子案(環境保全方策)について
第4回	平成22年2月9日	(1) 木曽三川下流域自然再生計画(仮称)骨子案(詳細版)について
第5回	平成22年11月2日	(1) これまでの検討会における意見と対応 (2) 今年度の検討事項とスケジュールについて
第6回	平成23年2月10日	(1) 「木曽三川下流域における環境保全方策と自然再生(案)」について



平成24年3月 「木曽三川下流部自然再生計画書」作成

自然再生計画の位置付け

- 自然再生に係る各種計画の位置づけは以下のとおりであり、自然再生計画は他の計画、とりわけ河川整備計画と密接な関係がある。
- 自然再生整備事業を実施するためには、総合水系環境整備事業計画と自然再生計画が必要となる。

自然再生に関する各種計画の関連

河川整備基本方針

長期的な河川整備(河川工事・河川維持)の最終目標を定めた計画

河川整備計画 (河川工事・河川の維持)

河川整備基本方針に沿って策定する概ね30年間で実施する具体的な整備内容等を定めた計画

治水

利水

環境

河川整備基本方針・河川整備計画と、総合水系環境整備事業計画は整合が必要

総合水系環境整備事業計画

河川整備計画の環境整備に関する内容を具体的に定めた事業計画

自然再生に係る事業

水辺の整備に係る事業

水環境改善に係る事業

自然再生計画

総合水系環境整備事業計画における自然再生に係る事業の具体を定めた計画
(自然再生の必要性、目標、目標達成の方法、管理、モニタリング方法等)

事業の効率性・実施過程の
透明性の一層の向上

事業評価

事業の妥当性について、第三者から構成される委員会
の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、本省等
で対応方針を決定

既存の自然再生計画における対象事業の考え方

- 自然再生事業については、事業過程であっても随時モニタリングを行い、その結果を当該事業に反映させるなど、順応的な進め方に努める必要があることなどから、総合水系環境整備事業計画は、整備区間を最小限にとどめ、事業期間が長期にわたらないようにするとともに、必要に応じ、計画の変更を行うこととされている。
- 上記主旨を踏まえ、既存の自然再生計画については、対象期間を平成24年から5か年に限定。
- そのため、5か年経過後には、新たな自然再生計画を作成することとなっている。

既存計画における自然再生に係る対象事業

既存の自然再生計画は、河川整備計画における対象事業に対し、事業期間（5か年）、対象事業を限定

		河川整備計画	既存の自然再生計画
対象期間		平成20年度から概ね30年間	平成24年から5か年
メニュー	①干潟の再生		対象
	②ヨシ原の再生		対象
	③ワンドの再生		対象
	④支川等との連続性の再生	— 堤内地側の環境を考慮した上での優先対策箇所が未検討であったため未掲上	対象
	⑤支川の緩流域環境の再生	対象	— 改修事業での河道断面確保時に配慮することを念頭にしており、対象期間中に当該箇所が改修事業が実施されないことから未掲上

新たな自然再生計画における対象期間の考え方(案)

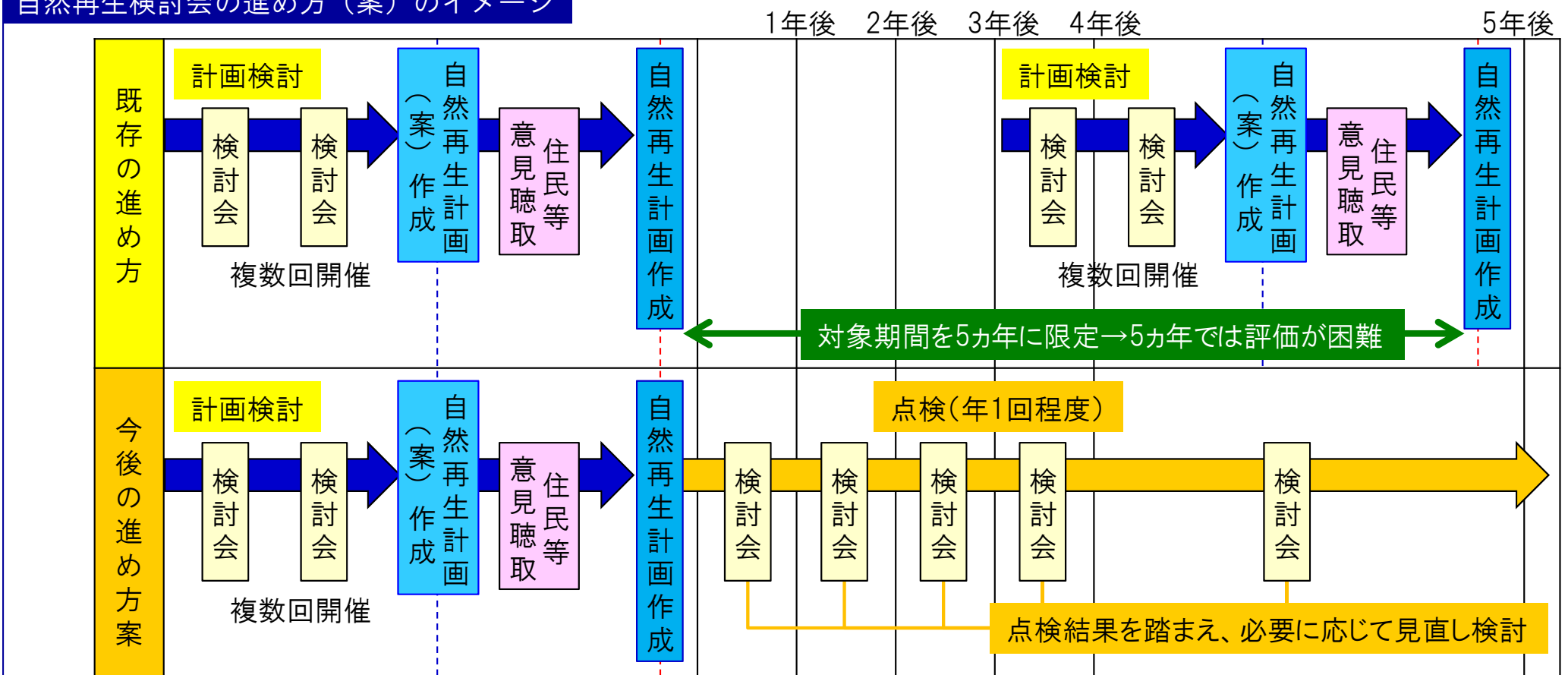
自然再生検討会の進め方の方針(案)

5カ年の計画ではなく、一連の事業を実施するのに必要となる期間を対象

理由①: 事業効果の十分な把握と点検のあり方の見直し

- ・実施した自然再生事業については、随時モニタリングを行い、その結果を事業に反映させるなど、順応的に進める必要がある。
- ・しかしながら、事業に伴う効果や影響が発現し、傾向が把握できるまでには時間を要する場合が多い。
- ・5カ年程度の計画とした場合、モニタリングが不十分な段階で、新たな自然再生計画を作成していくこととなる。
- ・なお、今後、自然再生検討会では、自然再生計画の作成に向けた意見を伺うことに加え、作成後における定期的な点検及び必要に応じて見直しの検討を行っていただきたいと考えている。

自然再生検討会の進め方(案)のイメージ



新たな自然再生計画における対象期間の考え方(案)

理由②:かわまちづくり支援制度に基づく水辺整備の追加(見込み)に伴う事業期間の延伸

- ・愛西市において、かわまちづくりを行っていくため、平成30年1月、愛西市長から国土交通省にかわまちづくり支援制度に基づく支援について申請。
- ・登録された場合、平成31年度から5カ年間、ケレップ水制群間のワンド再生を含めた水辺整備としての支援を集中的に実施する必要がある。
- ・上記に伴い、現在計画している自然再生事業の延伸が必要となることにより、5カ年程度の計画とした場合、ワンド再生のみが主な完了事業となり、またモニタリング期間もとれない状況となる。

かわまちづくり支援制度とは

かわまちづくりとは

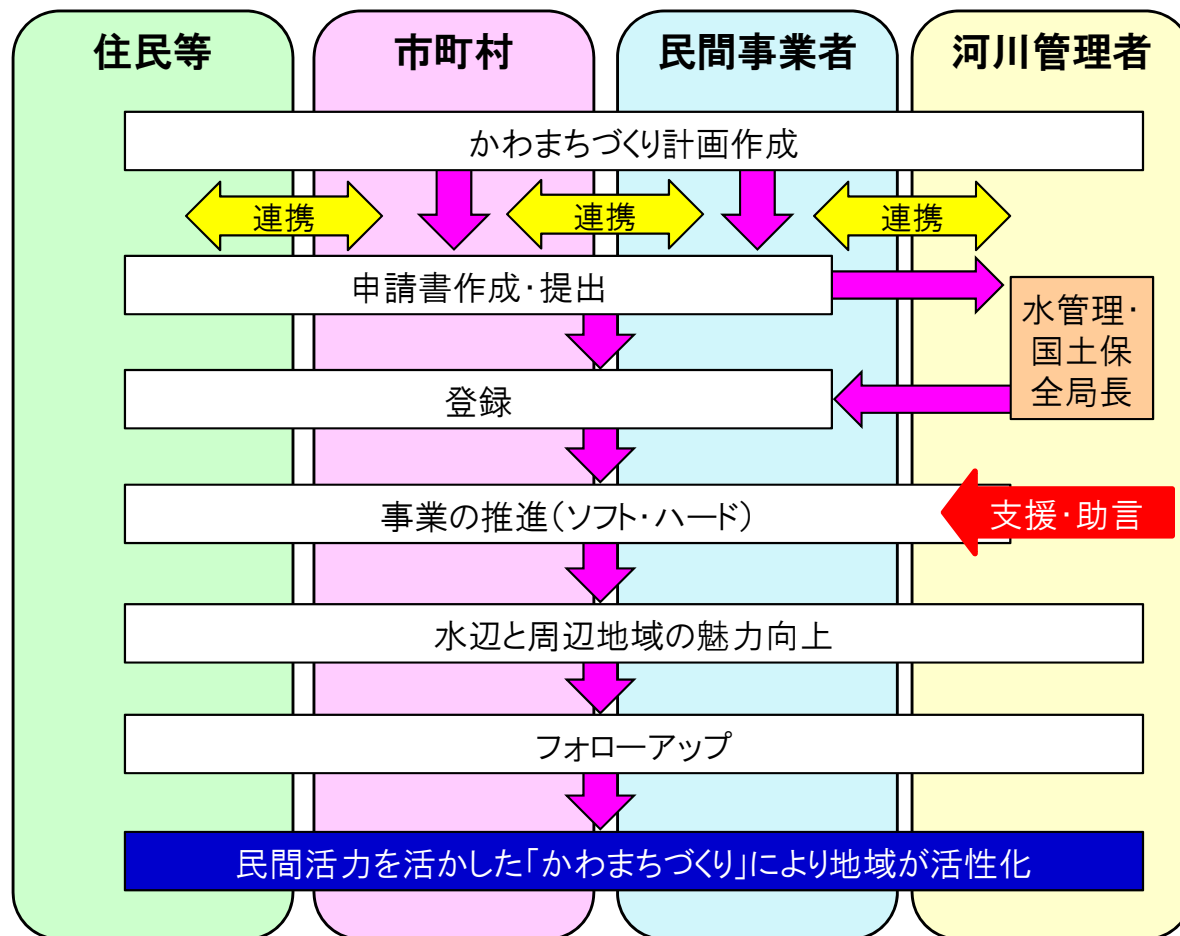
- 河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組み

かわまちづくり支援制度とは

- 河川とそれに繋がるまちを活性化するために、市町村、民間事業者及び地元住民が進めるかわまちづくりを国土交通省として支援するもの

愛西市によるかわまちづくり計画の申請

- 愛西市において、舟運を中心としたかわまちづくりを行っていくため、平成30年1月、愛西市長から国土交通省にかわまちづくり計画を申請



新たな自然再生計画における対象期間の考え方(案)

愛西市かわまちづくり計画の概要



自然再生事業の期間延伸(案)

一連の事業に必要な期間(H43年度まで)の計画とした上で、定期的に点検を実施

		H31年度	H35年度	H38年度	H40年度	H43年度
既存	自然再生(木曾三川下流部)	→		モニタリング	5年延伸	
				平成38年度まで		
延伸案	自然再生(木曾三川下流部)	5年間圧迫	→		モニタリング	
	かわまちづくり	環境整備事業費を水辺整備に投資	→	モニタリング	平成43年度まで	

5ヵ年(H35年度まで)の計画とした場合、ワンド再生のみが主な完了事業となり、またモニタリング期間もとれない